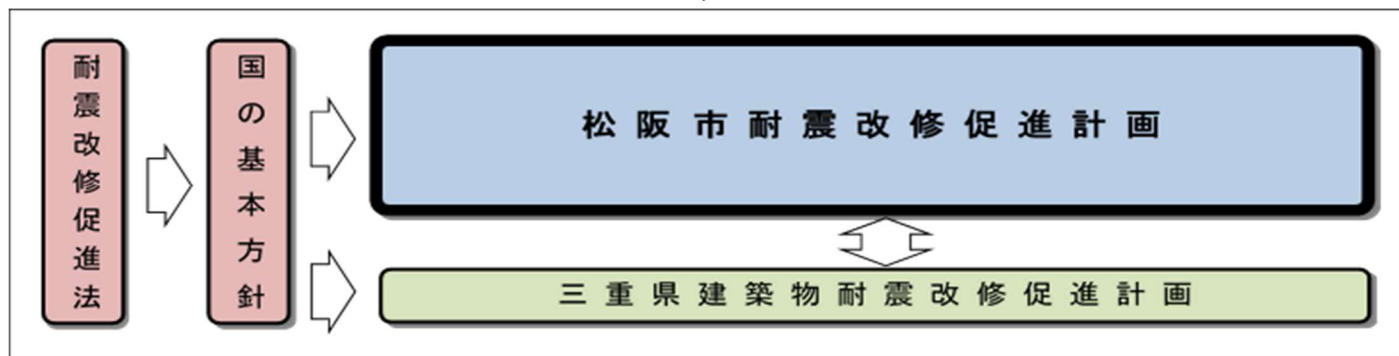
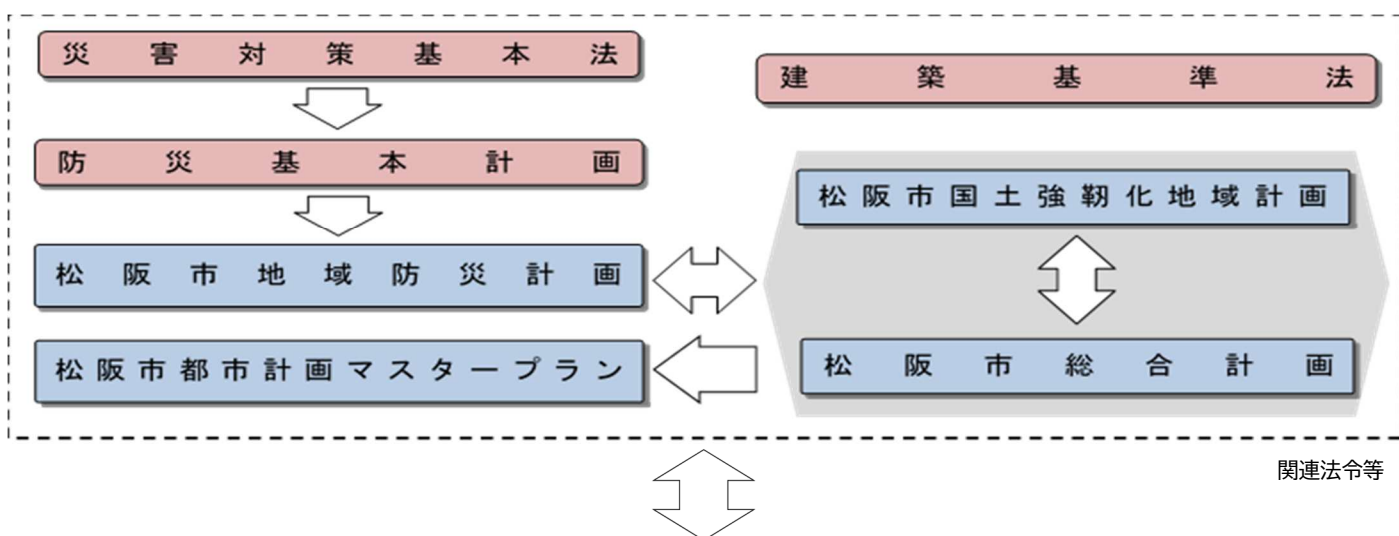


1 計画策定の背景

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という）第 6 条に基づく、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るためのものです。

南海トラフ地震等の大地震発生の切迫性が指摘されるなか、国の定めた基本的な方針（平成 18 年国交省告示第 184 号）を踏まえ、建築物における計画的かつ緊急な耐震化を推進するための取組方針や計画目標を定めており、松阪市耐震改修促進計画[当初計画]（平成 22~27 年度）、松阪市耐震改修促進計画[第一次計画]（平成 28~令和 3 年度）、松阪市耐震改修促進計画[第二次計画]（令和 4 年度~令和 7 年度）に引き続く、計画となります。

2 計画の位置づけ



3 計画の基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針や目標、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

- ① 対象区域 : 松阪市全域
- ② 計画期間 : 令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 5 年間
- ③ 対象建築物 : 全ての建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前（旧耐震基準）に建築された住宅及び特定の建築物※を対象に耐震化を図ります。

※ 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条）及び要安全確認計画記載建築物（法第 7 条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条）も含まれます。

4 計画の目標

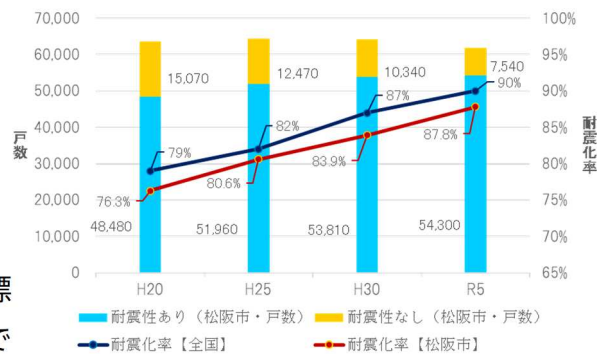
(1) 住宅の目標

目標1 住宅の耐震化 目標：耐震化率 95%以上 (R5 年度推計 87.8%)

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{目標値の算定式} \quad (\text{S55年以前の耐震性のある住宅数} + \text{S56年以降の住宅数})}{\text{(居住世帯のある住宅総数)}}$$

国においては「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の中で、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消、「第1次国土強靱化実施中期計画」の中で、住宅の耐震化率を令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消とする目標を設定しています。

こうしたことを踏まえ、松阪市における住宅の耐震化の目標は、引き続き「住宅の耐震化率」とし、計画期間の最終年度である令和12年度の目標値を「95%以上」とします。



【図1】松阪市及び全国の耐震化率等の推移

目標2 民間建築物の耐震化 (用途分類 A、B) 目標：耐震化率 95% (R2 年度末：92.2%)

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物の耐震化を優先するため、用途分類A (社会福祉施設、避難施設や医療救護施設等) 及びB (不特定多数が避難施設として使用する可能性のある施設) を目標の対象とし、その目標は耐震化率 95%とします。

年度	用途分類	建築物総数	建築物総数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
R6	A	83	78	5	94.0%
	B	19	16	3	83.3%
	計	102	94	8	92.2%

(単位：棟)

目標3 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化 目標：耐震改修等実施率 100% (現状値：100%)

対象は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、危険物を取り扱う大規模な貯蔵場場などの要緊急安全確認大規模建築物です。平成29年1月に耐震診断の結果とともに施設を公表しており、令和6年度末時点で耐震化が完了していることから、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。

年度	対象	耐震化状況						耐震改修等実施率 ※
		耐震性あり	耐震性なし	耐震補強設計中、又は完了	耐震改修工事着手	改修方法検討中	耐震改修工事完了 (除却含む)	
	a=b+c	b	c	d	e	f	g	(b+g)/a
R6	11	10	1	0	0	0	1	100%

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

(単位：棟)

目標4 道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化

目標：対象物件3件中2件

(現状値：0件)

地震により建築物が倒壊すると、道路を閉塞するおそれがあることから、災害発生時に特に重要な拠点となる施設を広域的に結ぶ第一次緊急輸送道路を、耐震診断義務化路線として指定しています。

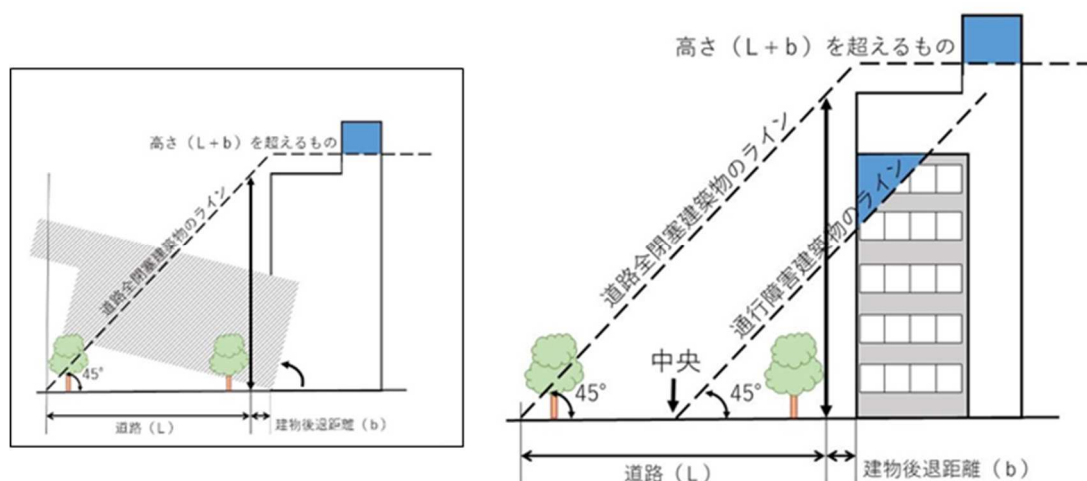
その沿道の耐震診断義務付け対象となる建築物は市内で18棟ありますが、なかでも倒壊時の影響が特に大きい、道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物3件中2件の耐震改修等実施を目標とします。

年度	市所管	義務化 路線沿道 建築物	耐震診断				耐震補強設計 完了	耐震改修工事 完了	除却等	未診断	耐震改修等 実施率
			耐震診断 済み	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震補強設計 完了					
R6	市所管	3	3	0	3	0	0	0	0	$(c+f+g)/a$	

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

(単位：棟)

【図2】倒壊した場合に道路を全閉塞する恐れのある避難路沿道建築物



5 建築物の耐震化のための施策

住宅の耐震化	木造住宅の耐震化等の支援	→	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅に対する耐震化に対する支援 ○補助金に係る代理受領制度の導入
	住宅の耐震化の促進	→	<ul style="list-style-type: none"> ○建築相談窓口を活用した相談体制の確保 ○住宅戸別訪問等の実施 ○広報やインターネット等を活用した情報提供 ○耐震診断を行った住宅所有者等への啓発 ○出前講座を通じた啓発 ○新耐震基準木造住宅の耐震性能検証と維持管理の啓発
	多様な主体の連携	→	<ul style="list-style-type: none"> ○国、都道府県、市町、関係団体等との連携
建築物の耐震化	建築物の耐震化の支援	→	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に係る耐震化事業に対する補助等
	建築物の耐震化の促進	→	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化を促進する環境整備 ○公共建築物の耐震診断の結果及び耐震化状況の公表 ○要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表 ○耐震改修促進法及び建築基準法に基づく助言、指導等
	計画的な耐震化の推進	→	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修工事に係る容積率、建蔽率等の緩和 ○建築物の地震に対する安全性の表示制度 ○区分所有建築物の議決要件の緩和
	多様な主体の連携	→	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部局、施設関連団体との連携
まちの安全対策	まちづくりにおける建築物の耐震化対策	→	<ul style="list-style-type: none"> ○地震時に通行を確保すべき道路の指定（県による指定） ○耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援 ○避難路等の道路情報の整備 ○密集市街地等における安全対策の促進 ○がけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援
	耐震化の促進のための普及啓発	→	<ul style="list-style-type: none"> ○災害予測図の作成と公表 ○防災対策総合ガイドの作成及び配布 ○避難路沿道建築物耐震化状況マップの周知
その他建築物の地震に対する安全対策			<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック塀等における安全対策 ○屋外広告板・窓ガラス・外壁等建築物からの落下物防止対策 ○大規模空間建築物における天井材等の脱落防止対策 ○エレベーターにおける耐震対策 ○長周期地震動への対策 ○家具等の転倒防止の普及啓発